

別記様式 (平 12 総府厚農水通産運建令 2・平 13 内府厚労農水経産国交令 1・平成 16 内府厚労農水経産国交令 1・平 20 内府厚労農水経産国交令 1・平 21 内府厚労農水経産国交令 1・平 25 内府厚労農水経産国交令 1・平成 29 内府厚労農水経産国交令 1・一部改正)

表 面

第 号	
特定商取引に関する法律第 66 条第 6 項の規定 による立入検査をする職員の身分証明書	
← 3センチメートル →	官 職 氏 名
↑ 4センチメートル ↓	年 月 日生
写	年 月 日発行
真	発行者 ㊞
押出 スタンプ	

裏 面

特定商取引に関する法律抜粋

第 66 条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者（以下「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

4 主務大臣は、特定商取引適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、特定商取引適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定商取引適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第 2 項及び第 3 項中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。

6 第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を前提において準用する場合を含む。）又は第 4 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を第 5 項において準用する場合を含む。）又は第 4 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 71 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 第 66 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第 1 項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第 66 条第 2 項（同条第 5 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第 2 項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 73 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

三 第 66 条第 4 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。

2 発行者は、内閣総理大臣、消費者庁長官若しくは経済産業局長、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣